

剣道三段以下審査費用一覧

令和5年4月1日
文京区剣道連盟

【申請時費用】

(円)

大学・一般	受審段位・級位	三級	二級	一級	初段	二段	三段
	審査料	1,000	1,000	3,000	5,000	6,500	8,000
連盟年度会費	—	—	—	5,000	5,000	5,000	
連盟入会金	—	—	—	5,000	5,000	5,000	
合計(大学・一般)	1,000	1,000	3,000	15,000	16,500	18,000	

小学生 中学生 高校生	受審段位・級位	三級	二級	一級	初段	二段	三段
	審査料	1,000	1,000	3,000	3,500	4,500	6,500
連盟年度会費	—	—	—	2,000	2,000	2,000	
連盟入会金	—	—	—	—	—	—	
合計(小中高)	1,000	1,000	3,000	5,500	6,500	8,500	

【合格時費用】

(円)

共通	受審段位・級位	三級	二級	一級	初段	二段	三段
	合格登録料	2,000	2,000	2,000	6,000	8,000	11,500
(飛び級認定料)	—	1,500	3,000	—	—	—	
(高齢者受審時70歳以上)			2,000	4,500	6,000	8,700	

※1「申請時費用」は申請申込時に文京区剣道連盟に申請書に添えて指定の方法により納入する。

※2「合格時費用」は受審日に合格したものが合格発表時にその場で現金で納入する。
3級を持っていないものが2級を、あるいは、2級・3級を持っていないが1級を受審し合格した**小学生**は、合格時に「飛び級認定料」を「合格登録料」とあわせて納入する。
他区の級合格証を事前に提示し認定を受けた場合は「飛び級認定料」を免除する。

※3 審査時に連盟所属団体以外から申し込みがあった場合は、中学生・高校生は2000円の連盟会費を徴収することで受審を認め、会員以外の大学生・一般が受審する場合は、連盟入会金5000円と連盟年度会費5000円の合計10000円を納めることで受審を認める。
東京都学生剣道クラブおよび東京都高等学校体育連盟剣道専門部に所属しているものは、事前に各連盟の証明書を提出することで「連盟入会金」および「連盟年度会費」を納めずに「審査料」のみで受審できる。

東京都剣道連盟加盟団体より受審申請書が事前に提出された場合は、「連盟入会金」および「連盟年度会費」を納めずに「審査料」のみで受審できる。

※4「連盟入会金」は過去に文京区剣道連盟に入会金を納めていても、継続して年度会費を納めていない者は、再度、入会金を納める必要がある。

※5「連盟年度会費」は、4月から翌3月までの1年間の会費であり、月割りは行わない。

※6 申請後、取り消し・欠席等により受審しなかった場合でも、払い戻しは行わない。

※7 実技合格者で、剣道形・学科不合格の場合、再受審者の審査料は3,000円とする。